

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成25年6月28日(金) 14:00~15:00(60分)

(開催場所)

函館開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(函館開発建設部)

寺島 浩(函館開発建設部次長)、北野 恵一(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部函館支部)

三上 郁子(代表者)、佐藤 由佳(連絡員)、三浦 裕規子(連絡員)、

伊藤 朋子(連絡員)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康管理について
- 2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について
- 3 当部女性職員の宿舎の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1:当部女性職員の健康管理について】

(職員団体) VDT作業に当たっては、VDT作業管理指針を徹底すべきであり、その周知についてはインターネットや掲示板への掲載だけでは不十分である。

(当 局) VDT作業管理指針についてはインターネットにて全職員に周知を図るだけでなく、各職場の管理者に諸会議等の場において職員へ周知するよう指導しているところである。

また、今年度は、VDT健診の健康診断問診票を配付する際に、VDT作業管理指針の概要版を添付し、職員と所属長への啓発、意識付けを図る考えである。

引き続き、VDT作業に係る健康安全知識の普及・啓発に努めるとともに、管理者・職員への適切な指導を図っていく考えである。

(職員団体) VDT作業を行う者の作業環境の整備を図り、職員の健康管理に努めるべきと考える。

(当 局) 作業環境については、照度計は基準を満たしており、机・椅子等についても問題ないと考えているが、引き続き必要な作業環境の整備は図って参りたい。

(職員団体) 妊娠している職員がVDT作業の業務軽減を申し出た場合は、VDT作業時間の短縮、作業禁止等の措置を確実に行うと共に、所属長への指導と職場への周知等、本人に負担がかからないように配慮を求める。

(当 局) 業務軽減の申し出があった場合には、適切に対応するとともに職場への周知を図って参りたい。

(職員団体) 喫煙室の環境整備については、喫煙室の扉の閉め方が不十分であったり、換気が悪いなどの理由から特に冬季は臭いが外に漏れている。喫煙室のマナーを守るよう周知徹底を図ってもらいたい。

(当 局) 喫煙室の環境整備については、適宜、扉の定期的な点検、換気設備の清掃

を行っているところであり、喫煙マナーについても、職員に指導の徹底を図って参りたい。

(職員団体) 婦人科検診を、人間ドック時に受診できるようにしてもらいたい。

(当 局) 医療機関の体制によっては、人間ドック時において婦人科検診を受診できる場合もあることから、その場合は、その旨受診者へ周知することとしたい。

【議題2：当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 両立支援制度を活用しやすい職場環境を整備することを求める。

(当 局) 産前・産後休暇等の取得を希望する職員がいる場合には、業務の再配分等の検討を行うとともに、取得する職員及び職場に対し丁寧な説明を行うことにより、両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備に努めるよう、所属長への指導の徹底を図ってまいりたい。

【議題3：当部女性職員の宿舎の入居について】

(職員団体) 希望する職員を全員宿舎・独身寮へ入れるようにしてもらいたい。

(当 局) 平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。

※文責は函館開発建設部当局（今後修正が可能である。）

交渉議題に係る回答メモ

平成25年6月28日

当部女性職員の健康安全管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当部としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成25年度の計画においては、昨年度に引き続き、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止及び心の健康づくりの4つを取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。

当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

育児休業をはじめとする各種両立支援制度については、管理者に対し、諸会議等の場で、ワーク・ライフ・バランスの意義を含めて周知を図っているほか、全職員に対し、制度の概要・詳細、意識啓発リーフレット等をインターネットへ掲載して周知を図っているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導を図っていく考えである。

当部女性職員の宿舎の入居について

当部としては、平成24年2月9日付け財務省理財局長通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。